

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金について (交通サービスインバウンド対応支援事業・令和3年当初予算)

国土交通省では、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）として、無料公衆無線LAN環境の構築や多言語対応、キャッシュレス決済機器の導入や非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器導入する場合に補助を実施していません。

補助対象事業者

- 一般乗用旅客自動車運送事業者

補助対象

- 要綱を参照してください。

補助率

- 設備： 1 / 3
一部 1 / 2 その他、要綱を参照してください。

【補助金交付の流れ】

要望調査へのエントリー

- ※ 毎年3月又は4月頃に国が実施する要望調査にエントリーすることが必須となります。
(要望調査の実施時期は、予算の成立時期により毎年変動します。なお、令和3年度は令和3年2月に実施済です)

補助事業の内定・通知

- ※ 予算に応じて補助事業の内定を行い、対象者への通知を行います。

ワーキンググループの開催

- ※ 関東運輸局の「観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策ワーキンググループ」において、内定事業に係る実施計画の審議・策定を行います。

補助金交付申請書の提出

- ※ 補助金内示を受けた事業者については、受付期間内に各運輸支局へ交付申請書を提出してください。

交付決定通知

- ※ 交付決定通知書が交付されます。
(事業の着手が可能となります)

事業完了実績報告書の提出

- ※ 事業完了(機器を導入)した場合、完了日から1カ月以内に事業完了報告書の提出が必要です。(完了日から1カ月後が4月10日を経過する場合は4月10日が提出期限。)

事業評価の報告

- ※ 事業完了実績報告書に添付し報告してください。

額の確定・補助金の交付

- ※ 交付する補助金額の確定後、補助金の振り込みを実施します。